

IFRIC Update 2024 年 6 月

IFRIC Update は IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。過去の Update は [IFRIC Update アーカイブ](#) で見つけられる。

委員会は [2024 年 6 月 11 日](#) に会議を行い、下記について議論した。

関連情報

[作業計画](#)

[一貫した適用の支援](#)

[委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)

- 「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保（マージン・コール）に係るキャッシュ・フローの分類（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」） — アジェンダ・ペーパー3

[IASB の検討を求めるアジェンダ決定](#)

- 報告セグメントに係る収益及び費用の開示（IFRS 第 8 号「事業セグメント」） — アジェンダ・ペーパー2

[その他の事項](#)

- 無形資産 — アジェンダ・ペーパー4
- 企業結合 — 開示、のれん及び減損 — アジェンダ・ペーパー5
- 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー6

[IFRIC Update への補遺 – 委員会のアジェンダ決定](#)

- 報告セグメントに係る収益及び費用の開示（IFRS 第 8 号「事業セグメント」） — アジェンダ・ペーパー2

[委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)

委員会は、以下の事項について議論を行い、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（基準設定プロジェクトを追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを [open for comment](#) ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認めない。委員会は、締切日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。締切日後に受け取ったコメントは、委員会が検討するアジェンダ・ペーパーにおいては分析されない。

「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保（マージン・コール）に係るキャッシュ・フローの分類（IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」） — アジェンダ・ペーパー3

2024年8月19日までコメントを募集

委員会は、企業がキャッシュ・フロー計算書において、コモディティを事前に決定された価格で将来の所定の時期に購入又は売却する契約について行われるマージン・コールに関するキャッシュ・フローをどのように表示するかに関する要望を受けた。

事実パターン

要望書は、コモディティを事前に決定された価格で将来の所定の時期に購入又は売却する契約を記述している。企業はこのような契約をさまざまな目的で締結する場合があります、それによってIFRS会計基準における関連性のある要求事項を適用する。例えば、企業はこのような契約を次の目的で使用する場合がある。

- 予想される使用の必要に従ってコモディティを受け取るため
- コモディティの価格の変動に対してヘッジするため
- 売買目的

このような契約は、通常、満期が3年以内であり、現物決済又は現金での純額決済ができ、次の両方の特徴がある。

- 集中清算— 新しい契約が締結された後に、中央清算機関を通じた決済の目的で、当該契約は各相手方から中央清算機関へと更改される。
- 評価損益に対する担保差入れ— 当該契約の存続期間中に、相手方が当該契約の公正価値の変動に基づく日次の支払（変動マージン・コール支払）を行うか又は受け取る。これらの変動マージン・コール支払は、当該契約の一部決済（「評価損益に対する決済」契約のように）ではなく、現金担保の移転を表している（したがって、当該契約は「評価損益に対する担保差入れ」である）。

要望書は、企業がキャッシュ・フロー計算書において、このような契約について行われた変動マージン・コール支払に関するキャッシュ・フローをどのように表示するかを質問していた。

結論

委員会が〔これまでに〕収集した証拠では、要望書に記載された事項に広がりがあるとは示されなかった。当該証拠に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は広がりのある影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを〔決定した〕。

IASB の検討を求めるアジェンダ決定

報告セグメントに係る収益及び費用の開示（IFRS 第 8 号「事業セグメント」） — アジェンダ・ペーパー2

委員会は、2023年11月のIFRIC Updateにおいて公表した[暫定的なアジェンダ決定](#)に対するフィードバックを検討した。企業が各報告セグメントについてセグメント純損益に関連した特定の金額を開示するためにIFRS 第8号の第23項の要求事項をどのように適用するかに関するものである。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の[「デュー・プロセス・ハンドブック」](#)の8.7項に従って、IASBはこのアジェンダ決定を2024年7月の会議で検討する。IASBが当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2024年7月にこのIFRIC Updateへの補遺において公表されることになる。

その他の事項

無形資産 — アジェンダ・ペーパー4

委員会メンバーは、無形資産に関する IASB のリサーチ・プロジェクトについて議論した。特に、委員会メンバーは次のことに関してのインプットを提供した。

- a. IASB が解決する必要がある問題
- b. プロジェクトの範囲
- c. 作業の段階分けについての IASB のアプローチ

IASBは、これらの事項に関しての委員会メンバー及び他の利害関係者からのインプットを検討する。

企業結合 — 開示、のれん及び減損 — アジェンダ・ペーパー5

委員会メンバーは、IASB の公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」についてのインプットを提供した。

IASB は公開草案に関する委員会メンバー及び他の利害関係者からのインプットを検討する。

仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー6

委員会は、2024年6月の会議で議論しなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

IFRIC Update への補遺 — 委員会のアジェンダ決定

アジェンダ決定は、多くの場合、説明的資料を含んでいる。説明的資料は、IFRS 会計基準における諸原則及び要求事項についての企業の理解を変える可能性のある追加の洞察を提供する場合がある。このため、企業がアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。企業は、当該決定を行い必要な会計方針の変更を適用するための十分な時間（例えば、企業は変更を適用するために新たな情報の入手やシステムの適用が必要となる場合がある）を与えられることが期待される。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのかの決定は、企業の具体的な事実及び状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に導入するとともに、重要性がある場合には、当該変更に関する開示が IFRS 会計基準によって要求されるかどうかを検討することを期待される。

委員会は次の事項について議論し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

報告セグメントに係る収益及び費用の開示（IFRS第8号「事業セグメント」） — アジェンダ・ペーパー2

2024年7月公表¹

委員会は、各報告セグメントについてセグメント純損益に関連する所定の金額を開示するために、企業が IFRS第8号の第23項の要求事項をどのように適用するのかに関する要望を受けた。

要望書は次のことを質問していた。

- a. 企業は、IFRS第8号の第23項(a)から(i)で定めている金額が最高経営意思決定者（CODM）によって個別に検討されていない場合に、当該金額を各報告セグメントについて開示することを要求されるかどうか
- b. 企業は、IFRS第8号の第23項(f)で定めている金額をIAS第1号「財務諸表の表示」の第97項以外のIFRS会計基準の要求事項を適用して表示又は開示している場合に、当該金額を各報告セグメントについて開示することを要求されるかどうか
- c. 企業はIFRS第8号の第23項(f)における「重要性がある項目」をどのように決定するか。特に、
 - i. 「重要性がある項目」は、質的に重要性がある項目のみであるのかどうか
 - ii. 「重要性がある項目」には、量的に重要性がない個別の項目の集約である金額が含まれるかどうか
 - iii. 重要性の評価は、損益計算書のレベルで（全体的な報告企業の観点から）行われるのか、セグメントのレベルで行われるのか

委員会は、これらの質問には2つの主要な側面があると考えた。

- a. 各報告セグメントについて、CODMが検討しているセグメント純損益に含まれている所定の金額を開示するというIFRS第8号の第23項の要求事項
- b. IFRS第8号の第23項(f)が参照しているIAS第1号の第97項の文脈における「重要性がある収益及び費用の項目」の意味

所定の金額の開示

IFRS第8号の第23項は、各報告セグメントについて純損益の測定値を報告すること、及び各報告セグメントについて所定の金額を開示することを企業に要求している。第23項は、CODMが検討するセグメント純損益の測定値に含まれている場合、又はセグメント純損益の測定値に含まれていなくても別の方法でCODMに定期的に提供されている場合に、各報告セグメントについて開示することを企業が要求される所定の金額を示している。

委員会は、IFRS第8号の第23項は、各報告セグメントに係る所定の金額が次のいずれかである場合には、当該金額を開示することを企業に要求していることに着目した。

- たとえCODMに個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に含まれている場合
- たとえセグメント純損益の測定値に含まれていなくても、CODMに定期的に提供されている場合

重要性がある収益及び費用項目

IFRS第8号の第23項(f)は、要求される「所定の金額」の1つ、すなわち、「IAS第1号の第97項に従って開示される重要性がある収益又は費用の項目」を示している。IAS第1号の第97項は、「収益又は費用の項目に重要性がある場合には、企業は、その内容及び金額を個別に開示しなければならない。」と述べている。

「重要性がある」の定義

IAS第1号の第7項は、「重要性がある」を定義して次のように述べている。「情報は、それを省略したり、誤表示したり不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務諸表の主要な利用者が特定の報告企業に関する財務情報を提供する財務諸表に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。」

また、IAS第1号の第7項は次のようにも述べている。「重要性は、情報の性質若しくは規模、又はその両方に依存する。企業は、情報が、単独で又は他の情報との組合せで、財務諸表全体の文脈において重要性があるかどうかを評価する。」

情報の集約

IAS第1号の第30項から第31項は、企業が財務諸表（注記を含む）において情報をどのように集約するのかについての要求事項を示している。IAS第1号の第30A項は次のように述べている。「企業は、重要性がある情報を重要性がない情報で不明瞭にしたり、性質又は機能が異なる重要性がある項目を集約したりすることによって財務諸表の理解可能性を低下させてはならない。」

IFRS第8号の第23項(f)の適用—重要性がある収益及び費用の項目

委員会は、IAS第1号が重要性に言及している場合、それは「情報」に重要性がある文脈においてであると考えた。企業は、財務諸表において情報を開示すること、又は開示しないことが、財務諸表利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得るかどうかを検討するにあたって判断を適用する。

委員会は、各報告セグメントについて、IAS第1号の第97項に従って開示される重要性がある収益及び費用の項目を開示することによってIFRS第8号の第23項(f)を適用するにあたり、企業は次のようにすると考えた。

- a. IAS第1号の第7項を適用して、収益及び費用の項目に関する情報が財務諸表全体としての文脈において重要性があるかどうかを評価する。
- b. 財務諸表において情報を集約する方法を考慮するにあたり、IAS第1号の第30項から第31項の要求事項を適用する。
- c. ある収益及び費用の項目に関する情報に重要性があるかどうかを評価するにあたり、情報の性質若しくは規模（言い換えると、定性的要因若しくは定量的要因）又はその両方を考慮する。
- d. IAS第1号の第98項における状況などの状況（ただし、それに限らない）を考慮する。

委員会はさらに、IFRS第8号の第23項(f)は、純損益計算書に表示又は注記に開示されている収益及び費用の各項目を報告セグメント別に開示することを企業に要求していないことに着目した。各報告セグメントについて開示すべき情報を決定するにあたり、企業は判断を適用し、IFRS第8号の中核となる原則を考慮する。その原則は、企業が従事している事業活動及び事業を営んでいる経済環境の性質及び財務上の影響を財務諸表利用者が評価できるようにすることを企業に要求している。

結 論

委員会は、IFRS会計基準における諸原則及び要求事項が、企業がIFRS第8号の第23項の開示要求を適用するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

¹ 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、2024 年 7 月の会議で、IASB はこのアジェンダ決定について議論し、反対しなかった。